

特集 日本の人身売買撤廃への課題と今後の取り組み

2010年6月に米国国務省が発表した人身売買年次報告書によれば、世界では少なくとも推定1230万人の人びとが人身売買の被害者であるとされています。その中で、日本は国際的な人身売買の受入れ国として注目されてきました。それを立証するかのよう、昨年夏、国連の「人身売買（特に女性と子ども）に関する特別報告者」であるジョイ・ヌゴジ・エゼイロさん（ナイジェリア出身）が、日本における人身売買の状況を調査するため公式訪問をしました。その結果が、日本公式訪問報告書（以下、エゼイロ報告）として2010年6月3日に国連人権理事会で発表されました。そこには21項目におよぶ日本政府に対する勧告が含まれています。エゼイロ報告を受け、IMADR-JCは、人身売買禁止ネットワーク（JNATIP）と共に、「日本の人身売買の課題と今後の取り組み」（7月3日、於東京）と題したシンポジウムを開催し、この問題に取り組む人びとから現状と課題について報告を受けました。会場に集まった200人の参加者からは熱心な質問や意見が出され、この問題のもつ深刻さと緊急性があらためて確認されました。この特集では、エゼイロ報告とそこに含まれる勧告を踏まえながら、日本における人身売買の問題についてシンポジウムの内容を中心に詳しくみていきたいと思います。

（編集部）

以下に、エゼイロ特別報告者が国連人権理事会第14会期（2010年6月）に提出した日本訪問の報告書の一部を紹介する。「要約」は報告書の表紙からそのまま全文を抜粋して日本語に訳したものである。その後続く勧告の骨子は同報告書に含まれている21項目にわたる勧告文の要旨を柱立てにしたものであり、全文訳はIMADRのウェブサイトにて紹介している。またこの報告書については本号の4～7頁にある「人身売買に関する特別報告者の日本公式訪問報告書を受けて」（原由利子さん筆）にて解説されている。

人、とくに女性と子どもの人身売買に関する特別報告者 ジョイ・ヌゴジ・エゼイロ提出の日本訪問報告書

要約

人、とくに女性と子どもの人身売買に関する特別報告者は、2009年7月12日から17日の間、日本公式訪問をおこなった。訪問の目的は、同国における人身売買の事象に関する生の情報を収集し、人身売買の防止と人身売買被害者の人権保護のために政府およびその他の利害関係者が取っている措置の効果を評価することであった。

日本は多くの人身売買被害者の目的国となっている。問題の深刻さを認識した日本政府は、特に2004年以降、人身取引対策行動計画の策定や、2005年の人身取引罪の刑法導入などの対応策をとってきた。しかしながら、とりわけ人身売買被害者の保護と人身売買との闘いに人権ベースのアプローチを採り入れることに関して、取り組むべき課題はまだ多くある。勧告の中で、特別報告者は、人身売買のより明確な定義を採択し、被害者認定のための明確な基準と指針を採択するよう国に促している。また、人身売買被害者保護に関する包括的な法律および政策の枠組みを採択すべきであり、社会復帰（回復）の可能性を含み、より良い援助、統合および救済を被害者の居場所に関係なく提供すべきである。法執行官に向けた被害者認定に関する研修を緊急に追求すべきである。最後に、国際諸機関、市民社会、その他の関係する利害関係者との協力のもと、人身売買との闘いに関する政策と行動の促進、調整そして監視に専念する常設の調整機関が設置されるべきである。

報告書に含まれる21項目の勧告（骨子のみ要約）

注）文頭番号は段落数

- | | |
|---|--|
| 99. 人身売買禁止議定書など関係国際条約の批准 | 110. 財政資源をもたない人身売買被害者への無料法律支援の保障 |
| 100. 人身売買の明確な定義と法執行官による理解の促進 | 111. 男性・少年の人身売買を行動計画や法に含めること |
| 101. 人身売買罪の刑罰の強化（特に下限の引き上げ） | 112. 女性・少女の人身売買に関する査察や調査の継続 |
| 102. 包括的な支援を提供する人身売買被害者保護法の制定 | 113. 被害者の補償のための基金の設置、補償を得る権利の完全実施の保障 |
| 103. 児童ポルノ・児童買春の根絶。児童ポルノの単純保持の犯罪化（法改正） | 114. 防止・意識喚起の強化、潜在的被害者・加害者への教育 |
| 104. 外国人研修・技能実習制度の監視強化・労働調査の強化、権利保護のための法制化 | 115. 在留許可認定の系統的な適用。厚労省による社会復帰プログラムの実施 |
| 105. 「人権および人身売買に関する原則と指針」の参照 | 116. DV撤廃の取り組み強化、ホットライン対応、DVの自動的訴追への法改正 |
| 106. 人身売買撲滅の政策・措置・調整・監視に専念する調整機関、または事務所の設置 | 117. 法執行官への人身売買被害者認定・保護・司法救済等、専門的義務的研修の実施 |
| 107. 被害者の明確な認定手順の決定、関係者間の共有、法執行官への専門的な研修の実施 | 118. 被害者支援NGOへの支援（至急）、国内行動計画の実施・監視・評価へのNGO関与 |
| 108. 人身売買被害者専用の地域的で専門的なシェルターの設置 | 119. 送出国との2国間協定の採択（主要出発場所の特定と防止プログラムの実施、出国前の強制的な前払い等の禁止） |
| 109. 研修を受けたスタッフによる24時間多言語ホットラインの設置と明確な委託メカニズムの設立。 | |

エゼイロ人身売買特別報告者のビデオメッセージ (日本語訳)

2010年6月3日 ジュネーブにて

2009年7月に日本を公式訪問したジョイ・ヌゴジ・エゼイロ国連人身売買特別報告者は、その報告書を2010年6月開催の国連人権理事会第14会期に提出をしました。このビデオメッセージはその報告を終えたエゼイロさんから、IMADR ジュネーブ事務所の白根大輔さんを通して日本で人身売買に取り組む人びとに送られてきたものです。7月3日のシンポジウムの会場でこのビデオメッセージを上映して、参加者の方がたと共有をしました。

日本政府へのメッセージをお願いします：

まず日本政府に私の勧告を率直にうけとめ、その実施に積極的な姿勢をみせてくださったことにお礼を申し上げます。人権理事会で、私は日本報告書に書いた私の意見を述べました。それをうけ、日本政府は、政府が策定した国内行動計画について説明をされました。政府には、ぜひとも、この行動計画を実施していただきたいです。そして、人身売買禁止議定書を批准していただきたいです。日本は人身売買の主要な目的国となっています。そのため、この議定書への加入は日本にとって大きな利益となりますし、人身売買に取り組むという正真正銘の政治的意思を示すこととなります。2009年7月訪問に続くこの勧告を受け入れようという政府の姿勢に感謝しています。

今日のシンポジウムの参加者と日本の市民社会へのメッセージをお願いします：

社会の変革を遂げるには市民社会はとても重要です。皆さまなしでは、どのような勧告であれ具体的にしたり、実行可能なものにするにはできません。また、私たちが政府に義務を果たすように働きかける上で、市民社会は大きな頼りになります。人身売買と取り組むには、政府と市民社会の相乗効果が必要です。政府だけではできません。市民社会を巻き込みながら、人身売買への対策案を作り実施していかなければなりません。市民社会も政府とのパートナーシップが、被害者保護などの行政サービス提供という重要な分野においてうまく機能するようにしなければなりません。被害者を中心にいた人権に基づくアプローチが必要なわけですが、そのことを常に政府に思い起こさせることも市民社会の重要な役割です。なぜなら人身売買は人間が関わることであり、それに巻き込まれた人、特に女性や子どもの人権の重大な侵害を招くからです。そのため、市民社会は政府と協力して人身売買に立ち向かい、その成果が効果的かつ持続的な撲滅につながるようにしなくてはなりません。

最後にあなたが日本であった人びとに対してメッセージをお願いします：

ありがとうございました。皆さまとてもすばらしかったです。皆さまの連繋プレイもすばらしかったです。週末にもかかわらず NGO の集まりをもち、情報を提供していただきました。私たちにとって、非常に役立つ情報と知識をくださいました。とても信頼できる人びとでした。これからも私たちに協力してくださるようお願いいたします。また日本だけではなく送出国も含む地域全体を視野に、関係国の市民社会との連携を図り、被害者が安全に帰国して社会復帰を果たせるよう支援をしていただきたい。あるいは被害者が日本にとどまることを決めた場合は、日本での社会復帰と統合のために必要な支援を得られるよう協力していただきたいです。

撮影・翻訳：反差別国際運動 (IMADR)



人身売買に関する特別報告者の 日本公式訪問報告書を受けて

原 由利子 (IMADR事務局長)

はじめに

IMADR は人種差別とジェンダー差別が複合する人身売買の問題に早くから取り組み、90年代には、世界の NGO の声を結集し、被害者保護の国際基準の案を国連に提出し、条約の制定を目指してきた。しかし各国がこの対策に本格的にのりだしたのは、人身売買が国際的な犯罪組織の資金源になっているため、犯罪防止の点から進められた。実際、2000年に国際組織犯罪防止条約を補完する形で人身売買禁止議定書が制定され、被害者の保護支援に関する規定は各国の努力義務となってしまった。そこで国連は、2002年に原則と指針を採択した他、2004年には人身売買に関する専門家（特別報告者）を任命した。特別報告者は年次報告に加え、年に2カ国、自身が注目する国への訪問調査を行い、政府に対する勧告を含んだ報告書を提出する。日本は数々の受入れ国の中でもひととき注目されたことになる。

エゼイロ報告の構成

この報告書は、エゼイロ特別報告者が、2009年7月12日から17日の間に、東京や愛知などで政府や地方当局、被害当事者や NGO から情報提供を受け、日本における人身売買の状況と措置の効果に関する調査を行った結果をまとめたものである。日本語にして19頁（119段落）からなる（全文は、IMADRのウェブサイトより入手可）。調査による「主な発見」に大部分がさかれ、中でも「A. 制度的枠組みと実施」、「C. 人身売買被害者の認定・保護・支援」に多くの頁がさかれていることから、特にこの分野での取り組みに課題があることがわかる。また、「B. 予防」が極めて短い、これは特筆すべきことが少なく、「防止および意識喚起の取り組みを相当に強化すべき」（114段落）と勧告されている通りである。構造的には、それらAからCの取り組みがあつて、はじめて「D. 人身売買事件の訴追」が進むことになる。「主な発見」の後、現状を受けて、最後に日本がこの分野で今後実施す

べきことが、21項目にわたって勧告されている。勧告の要旨は2頁の通りである。

エゼイロ報告で強調されていること

人権ベースのアプローチ:

人身売買に関する原則と指針

人身売買の問題は、犯罪組織取締強化や入国管理の強化だけでは解決できない。シンポジウムでは、長年移民政策の研究を行ってきた稲葉さんが、入国管理を厳しくすると、違法なブローカーによる越境が増え、人身売買が増えてブローカーを利することになることを指摘した。エゼイロ報告で一貫して強調されているのは、人身売買との闘いと被害者の保護にあつて、人権をベースとしたアプローチを採り入れることだ。そのためにも、国連人権高等弁務官事務所が作成した「人権および人身売買に関して奨励される原則および指針」を参照するよう促している（105段落）。人権の最優先性などの原則と11の指針を表した、この原則と指針の日本語訳全文は、IMADRのウェブサイトから入手できる。

被害者の認定基準の設定と共有、

法執行官への研修

エゼイロ特別報告者の大きな懸念は、実態的に多くの被害者がいるのに、被害者の認定を受けている人が極端に少ないことだ。被害者かどうかを判断する明確な基準がなく、入管と警察のみが被害者かどうかを認定し、被害者が狭く捉えられている。被害を受けた人びとの調査を行ってきた齋藤さんや稲葉さんは、人身売買の多様化と手段の巧妙化により、本人が人身売買されたと認識しにくい実態があることを報告し、結果として被害を受けた大多数の移住者が認定されずに保護支援対策かられおちている実態を報告した（7頁、10頁）。また、労働搾取はこれまで人身売買の認定の基本とみなされてこなかったため、研修生や技能実習生は、誰一人として認定されてこなかった。特別報告者は、人身売買のより明確な定義を定め（100段落）、被害者認

定のための明確な基準と指針を採択し、それをすべての関係主体と共有するよう勧告した(107段落)。

また、警察とIOMの両者が人身売買の被害者としてフィリピン女性を認定したにも関わらず、検察が刑事告発(2008年12月)し、その後、裁判官は有罪判決を出したという例をあげた。そして、被害者認定に関する専門的な研修を法執行官に提供すべきと勧告した(107段落)。さらに「被害者の権利に関する知識の深刻な欠如を鑑みて、専門的で義務的な研修を確立させ、法執行官、とりわけ入国管理局職員、裁判官、検事および労働監督官に」行なうことを勧告した(117段落)。

労働分野の人身売買

一外国人研修・技能実習制度

日本では、これまで労働分野の人身売買が見逃され、90年代から一部悪用されてきた外国人研修・技能実習制度が、人身売買の温床となっているという認識が薄かった。全統一の鳥井さんがシンポジウムでその実態を克明に報告した(8頁)。エゼイロ報告では、複数の研修生や鳥井さんなど、支援者からの聞き取りをもとに、11段落にわたって詳細な実態が描かれた。

エゼイロ報告では、日本政府がなすべきこととして、この制度および監視に全面的な責任を取ること、独立した機関に制度参加企業の監督を委任し、労働調査を大幅に強化し、制度の適正な実施を厳密に監視すること、研修生と実習生の権利のより効果的な保障と救済への道を含む制度を管理する法律を制定すること、濫用を通報できるホットラインと事務所を設立すること、が勧告された(104段落)。

人身売買被害者保護支援法の制定

被害者の保護支援には、実施に責任を持つ体制と予算が欠かせないが、それを確保するには裏付けとなる法が必要である。米国も、2000年に人身売買被害者保護支援法ができて、包括的な取り組みが飛躍的に進み状況が改善した。日本と同様の状況にあったイギリスや韓国など、どの国も法制定によって大きな前進をとげている。DV防止法のように、法はその課題に取り組む政治的意思の表れとなるばかりでなく、教育的効果による予

防啓発にもつながり、潜在化している被害者を顕在化する力にもなる。人身売買禁止ネットワーク(JNATIP)も、2003年の設立以来、法の制定を政党や政府に求めているが、実現に至っていない。政府が認定する被害者の数が2005年をピークに減っていることに対して、政府は人身売買の状況が行動計画等の取り組みによって改善したと胸をはり、法の必要性を認識していない。それに対して、特別報告者は、多様化しソフトな形で潜在化していく人身売買の状況に歯止めをかけるためにも法の制定が不可欠という認識だ。シンポジウムでは弁護士でJNATIP共同代表の吉田さんが、日本の法的な問題を指摘すると共に、他国の法施策から学ぶことを具体的に提案した。また、日本の法施策には搾取への賠償や補償がほとんどないこと、被害者の社会復帰と統合のプログラムが支援の枠組みにないことが最大の問題の一つであると指摘した(11頁)。エゼイロ報告では、総合的なアプローチで包括的な支援を人身売買被害者に提供する人身売買被害者の保護に関する新しい法律を制定すべきであると勧告している(102段落)。具体的には、専門的なシェルターや次の事項を含む支援、即ち、人身売買被害者に母語で提供される心理的、内科的、社会的支援；司法当局を介した救済を求める法的支援；被害者が技能を習得して日本社会に統合できる社会復帰(回復)プログラム；被害者をより長い期間支援し、労働許可を伴うより長い在留許可を得る可能性；そしてこれらの目的に充当される適切な予算、である。また、人身売買に関して研修を受けたスタッフが詰める24時間の多言語ホットラインの設置、政府NGOの利害関係者を含んだ明確な委託メカニズムを設立すべきことも勧告された(109段落)。

人身売買政策・調整機関の設置

人身売買との闘いや被害者保護支援には、さまざまな側面があり、さまざまな立場でこの問題に取り組む人びとの力をいかすには連携が欠かせない。日々移り変わる人身売買の現状に効果的に取り組んでいくためには、被害者の保護支援に関わるすべての関係主体がそれぞれの情報・経験の蓄積を共有し、連携を深めて政策につなげていくコーディネート機関が不可欠である。JNATIPも政府が早急に

そのような機関を設置するよう強く求めてきたが、シンポジウムでは吉田さんからその重要性が強調された。エゼイロ報告でも、「現行の関係省庁連絡会議は、人身売買対策活動を専門的に扱う事務局をもつ機関ではないため、不十分である」とされ、「国際機関、市民社会、その他の関係する利害関係者と協力して、人身売買撲滅に関連する政策や措置を常に促進、調整、監視することに専念する国内連絡事務所あるいは調整機関を設置すべき」と勧告された(106段落)。今回のシンポジウムにエゼイロ特別報告者からビデオメッセージがよせられたが(3頁)、そこでも官民がそれぞれの役割を發揮しての連携の重要性が説かれている。

エゼイロ報告を受けて:

まずは多言語ホットラインの設置など、「検討」から「実施」へ

エゼイロ特別報告者が人権理事会で発表の際に日本政府の取り組みに期待したのに対して、日本政府はその場で積極的な取り組みを表明した(発言の内容はIMADRウェブサイト参照)。人身売買対策行動計画2009の中には実施されれば大きな前進となる「検討」事項が多々ある。例えば、24時間の多言語ホットラインの運用または運用支援もそうである。これまで長年ホットラインを運営してきた複数のシェルターやNGOには情報と技術、経験が蓄積されている。政府には、早速シェルターやNGOとの協議開始を求めたい。ホットラインを通じた実態の把握は、現実に即した被害者の認定の基準設定につながる。諸外国では、被害者により近い民間のケースワーカーや弁護士、支援提供者が認定に関与している。日本でも認定基準の設置や認定に関し、民間の専門性が活かされた方が、現実に即した被害認定ができるだろう。さらにそれらの民間の力を活かして、法執行官への専門研修ができれば、問題への理解が深まるばかりでなく、日常的な連携につながる。そのような官民の連携が、ひいては今後設立が切望される政策・調整機関の設置などにつながっていく。そのほか、中長期的な保護施設に関する検討や男性被害者の保護施策に関する検討など、「検討」から「実施」へ、それが今後の取り組みのキーワードとなるが、より多くの人がこの

問題を知り関心をもつことに比例して、「実施」にむけた勢いと道筋が確かなものになっていくだろう。

これまでの限界をこえて

それらの取り組みの中で、人身売買の実態に関する人びとの理解が深まっていくことにより、これまで乗り越えられなかった厚い壁をこえられるかどうかは次の課題だ。エゼイロ報告の勧告で実施が強調されても政府の行動計画2009に入らなかった課題がある。人身売買被害者保護支援法の制定、被害者の社会復帰と統合支援、被害者の補償のための基金の設置、などである。日本の政策では、「国民」ではない外国人は、管理や庇護の対象ではあっても権利の主体とはみなされていない傾向があり、外国人のために予算を費やすには、壁があり相当の理由がある。また、政府の移民政策の基本は、一定期間の後に帰国してもらおう非定住化政策のため、移民の定住化に道をひらく政策には極めて消極的だ。その基本政策こそを見直す必要があり、日本はその時期にきている。その論議には時間がかかるとしても、人身売買の被害者は、日本の需要によって来日した人びとであり、実質的に日本の経済や社会を下支えする役割を担われてきた人びとである。「配慮」を超えた積極的支援政策があってしかるべきだろう。

政府は行動計画2009の中ではじめて、「帰国することのできない被害者について、個別の事情に応じて就労可能な在留資格を認め、必要に応じて就労支援を行なう」ことを決定した。これは長年シェルター関係者やNGOが求めてきたことで、大きな前進だ。こういうところから、被害者の社会復帰プログラムが打ち立てられ、統合支援への道がひらかれることを期待したい。そして、それらの政策努力が系統的に維持され、人身売買撲滅への効果をしっかりと發揮するためにも、やはり、人身売買被害者保護支援法の制定が必要だろう。多くの政策が、これまで限界と思われる壁を突破して改善されてきた。多くの人の支持という突破力でこの壁をこえられれば、日本の人身売買をとりまく状況は飛躍的に改善する。

(はら ゆりこ)

シンポジウム報告 日本の人身売買の課題と今後の取り組み 国連報告を受けて

2010年7月3日、明治大学駿河台キャンパスにて開催された標記のシンポジウムは、大学生も多数含む200人に及ぶ人びとの参加を得て、盛会のうちに終わりました。今特集の柱の一つとしてそのシンポジウムの内容を報告された方がたの発言の概要を中心にここに報告します。なお、このシンポジウムは人身売買禁止ネットワーク (JNATIP) と IMADR-JC の主催、および、国際移住期間 (IOM)、国立女性教育会館 (NVEC)、ザ・ボディショップ、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、ヒューマンライツ・ウォッチの協力をえて開催されました。(編集部)

開会の挨拶

シンポジウムは主催者である JNATIP の共同代表の戒能民江さんと、IMADR-JC の理事長の武者小路公秀さんの挨拶で開会された。戒能さんは、「エゼイロさんが報告書にて提起されたさまざまな課題を受けとめ、日本社会をどう変えていくか、あるいはどういう政策を打ちこんでいくかという問題提起をしていく場にしたい」と述べた。武者小路さんは、「IMADR は 16 年前に人身売買の問題を取り上げることを決めた。当初、日本国家は人身売買について無関心であったが、今ではそうではなくなった。しかし、問題はまだ解決していない。エゼイロ報告をきっかけにこの問題を皆さんと活発に議論したい」と述べた。

第1部 日本の人身売買の現状

第1部は川上園子さん(アムネスティ・インターナショナル日本 国際キャンペーン担当)がモデレーターを務めた。川上さんは、「第1部では、日本でどのように人身売買が行なわれてきたのか、その変遷を探り、その中で見過ごされてきた労働搾取型の人身売買(外国人研修生・技能実習生)について考え、さらには、日本人女性・少女が人身売買の被害者となる現代の傾向についても考えたい。その上で、このような日本の現状が国連特別報告者によってどのように評価されたのかを見ていく」と述べて進行の口火を切った。

■□■日本における人身売買の変遷

齋藤百合子

最初に、日本における人身売買の変遷について、JNATIP 共同代表の齋藤百合子さん(明治学院大学教員)が以下の内容の報告を行なった。

1980年代後半から HELP のタイ語の通訳を務めたことから、タイ人女性の人身売買の状況を知り、活動を始め、タイ人の人身売買被害者の支援に取り組むようになった。2010年6月から国際協力機構(JAICA)の人身取引事業の日本委員を務めている。

2000年に国際組織犯罪防止条約という条約に付帯する議定書で人身取引の定義がなされているが、人身取引を禁止する国際的な動きは1807年にイギリスにおける奴隷売買禁

止を始めとし、この頃から人身売買を禁止する国際的な動きがあった。2000年に国連で人身取引議定書が採択され、第3条に「人身売買は犯罪である」という要件を含んだ明確な定義がなされたこと。このことから、日本政府は「人身取引」という言葉を使うようになった。

「人身売買(human trafficking)」は「女性の性的搾取」の意味が中心である。これまでは女性の性的搾取の考えがまとまらず、また何が犯罪の要件となるのかが統一されてこなかった。しかし、2000年の「人身取引(trafficking in persons)」の定義では性的搾取だけではなく強制労働、臓器売買といった人間を隷属化して搾取する行為も人身取引に含まれるようになった。この定義がなされたことから2000年以降は資料が多くあるにもかかわらず、多くの人たちは現状を知らない。

日本における人身売買の経緯を年代毎に見れば、次のようになる。

- 1960～1970年代
 - 日本人の海外渡航の自由化、韓国、台湾、フィリピンなどアジアへの買春観光が増加する。
 - 70年代後半からアジアの国々から日本に連れてこられた女性たちがスナックや風俗店で働かされるという報告が出始める。
 - 1980年代
 - 85年のプラザ合意により円高が始まる。それによって台湾、韓国、フィリピン、タイをはじめとした多くの外国人女性がお金を稼ぐために日本で働くようになる。
 - ブローカーによる人身売買の疑いのある「農村花嫁」も増え始める。
 - 1990年代
 - 人身売買に関わる殺人事件が多発する。
 - 2000年代
 - コロンビア人女性の人身売買の被害者が増え始める。
 - 2004年に日本政府が(結婚詐欺を含む)「人身取引対策行動計画」を発表し、本格的に問題に取り組むようになる。
- 2000年以降、日本においても人身売買に関するさまざまな取り組みがなされてきてい

るが、被害者が帰国できても問題は解決しないという課題は残されたままである。また、現在の人身売買においては手段の多様化により被害者としての自覚がないことや、個人情報保護により、被害者とその周辺の実態が見えにくいという問題がある。人身売買の形態の多様化に日本の取り組みが柔軟に対応できていないという点も重大視されるべきである。

■□■労働搾取型の人身売買の現状 —研修生・技能実習生を中心に

鳥井一平

次に、鳥井一平さん（移住労働者と連帯する全国ネットワーク事務局長、全統一労働組合書記長）が、研修生が搾取されている実態を中心に以下のような内容の報告を行なった。

外国人技能実習制度に基づき、日本には中国出身者を中心におよそ20万人の実習生・研修生がいる。その男女比は10年前の7対3からはるかに女性の割合が高まり、現在では女性が5割以上を占めている。その増加の理由は「繊維・衣料」や「食品」といった職種が加わったこと、そして経営者のほとんどが男性であり、彼らは自分の好きな研修生を指名する傾向にあることである。日本には就労ビザあるいは労働ビザが存在せず、外国人技能実習制度のもと不正な行為と人権侵害が頻発している。

外国人研修制度とは：

- ・1990年、入管法改正により「途上国における人材育成」を目的とした「研修」という在留資格ができる。
- ・しかし実態として1950年代後半より留学生の枝別れとして「研修」はあった。
- ・1993年に、技能実習制度ができる。しかし、2010年7月1日までこの制度における「技能実習生」に在留資格は存在しなかった。
- ・2009年の入管法改正により技能実習という在留資格をつくることを決定。新制度のもと1年目から研修生は実習生として扱われる。

頻発している被害実態の一例を挙げると、山梨県のあるクリーニング工場において、4人の研修生が時給300円で強制労働をさせられた。「縫製」という職種になっているにもかかわらず、クリーニング工場で働かされるのはおかしいと彼女たちが改善を求めると、2日後に4人が共同で暮らすアパートを会社側の人たち15人が襲撃し、強制帰国させようになる。このように、パスポートをとりあげられ、外部との連絡の遮断、無休・低賃金での強制労働を強いられ、在留資格があるにも関わらず強制帰国させられるというのが実態である。

日本の外国人技能実習制度になされた国際的な指摘

- ・アメリカの人身売買に関するNGOの2007年版報告書で日本の外国人技能実習生制度が指摘される。
- ・2008年10月30日の自由権規約委員会の日本審査総括所見において、他の制度への改善が求められる。
- ・2009年8月7日の国連女性差別撤廃委員会の日本審査総括所見でもこの制度が強制労働や性的搾取に利用されているのではないかという懸念が示される（パラグラフ39）。
- ・2010年3月に移住者の権利に関する国連特別報告者ホルヘ・プスタマンテ氏による予備的勧告でも現在の制度を廃止して雇用制度に変更すべきであると報告される。
- ・2010年7月のエゼイロ特別報告者の日本報告においても、勧告パラグラフ104で研修生・技能実習生の問題に対処する機関、ホットライン、事務所の設置および法律の制定の必要性が指摘される。

こうした制度を利用している企業の規模は圧倒的に中小零細企業が多く、75.7%が従業員50人未満の企業である。受け入れ機関の業種は、繊維、農業、食品加工などである。これらは日本政府に認められた企業ばかりであり、厚生労働省、法務省、経済産業省、国土交通省、外務省が共管する国際研修協力機構（JITCO）が仲介をしているにもかかわらず、十分な監視がなされていない

言葉も違う、知り合いもない環境におかれている実習生らは、結局はブローカーを頼るしかないというのが実情である。技能実習制度を廃止しなければ、被害者はなくなるしない。

■□■日本女性と少女の人身売買

藤原志帆子

次いで、日本人が人身売買の被害者になっている実態について、藤原志帆子さん（ポラリスプロジェクト日本事務所コーディネーター）が次のような内容の報告をした。

日本においてもポルノ目的、売春・性労働目的あるいは臓器目的で女性や子どもたちが搾取されている。人身売買に巻き込まれるケースはさまざまであり、私たちの身近で日々起きている。いくつかの事例を紹介する。

①日本人女性（20代後半）

長期にわたり恋人に騙され、暴力を受け、監視されながら性風俗産業で働かされる。

結婚を約束すると騙され、お金稼ぎのため風俗で働き始めた。ノルマを達成しな

いと恋人はDVをふるう。加害男性は女性
がもってきた友人や家族との関係を壊し
て孤立させ、周囲に相談できない状況に
追い込んだ。被害女性は性的搾取と暴力
を長期間受け続けたために精神に障害を
きたすようになった。

②日本人少女 (14歳)

遊び仲間から態度が悪いと因縁をつけられ、出会い系サイトを通じた売春を強要される。

③日本人少女 (17歳)

ホストとして働く友人に頼まれてホストクラブに通ったところ、数十万円の料金を請求された。支払いのために性風俗店で働かされそうになる。脅迫電話や待ち伏せもあった。

18歳未満の児童買春・児童ポルノの被害件数は年に5000件以上にのぼる。2009年の児童ポルノの被害件数は935件あり、その内の16%が小学生以下であった。子どもを犠牲にしているこのビジネスは、ノーリスク・ハイリターン（リスクなしで高利益）の市場、市場参入の容易さ、資本不要などを要因に広がっている。一方で、子どもの被害に関する統計は出ているが、日本人の成人女性の被害実態の統計が存在しない。また、実際に子どものレイプや性的虐待を撮った児童ポルノの映像を持っている、すなわち「単純所持」をしているコレクターを法で処罰することができない点は日本の法の弱さである。さらに、日本においては少女だけでなく少年も児童ポルノの被害に遭っているが、これへの対策はとられていない。

さらに近年多数の利用者を有するSNSサイトのミクシィやモバゲーで売春などの勧誘の呼びかけや、Amazonや楽天などの大手ウェブサイトで児童の水着姿の写真が売買されている。児童の水着姿の写真売買は諸外国で禁止されているが、日本ではアイドルになるための登竜門だと言って子どもたちを騙している。これらの子どもたちのほとんどは18歳になるとアダルトビデオ女優になる。

これら現場で人身売買の問題に取り組んでいる人びとの報告を受けたあと、シンポジウムの中心であるエゼイロ国連特別報告者の日本報告に関して、エゼイロさんからのビデオメッセージを加えながら、IMADRの原由利子さんが要点を紹介した（頁と頁参照）。その後、シンポジウムは第2部に移り、今後の課題について4人の報告者より提案があった。

第2部 人身売買被害者の保護支援と防止 ～どう取り組むか-国連報告を受けて

モデレーターの原由利子さん（IMADR事務局長）より、第2部の進め方として「2009年のエゼイロ日本訪問を受けて政府がどのような

対策を検討してきたのか、その行動計画の作成を中心に政府から報告をしてもらい、被害者支援を行なっている国際移住機関（IOM）より活動現場から見えてくる問題点について提起をもらい、さらに、政府・IOM両方の人身売買被害者認定から漏れてしまう移住労働者に関する問題点や対策について研究・活動の現場より議論をしてもらおう。それらを踏まえた上で、日本の現行法が抱える課題について外国の対策と比較しながら見ていくことにした」という提案がなされた。



■□■人身取引対策と人身取引対策行動計画2009

池内久晃

標記のタイトルで池内久晃さん（内閣官房副長官補付）が次のような内容の報告を行なった。

我が国の人身取引をめぐる近年の情勢を踏まえ人身取引に係る懸案に適切に対処し、政府が一体となって対策を推進し、人身取引の根絶を目指して策定されたものが「人身取引対策行動計画2009」である。人身取引は社会全体で取り組むべき課題であることについて国民の意識啓発に努めるとともに、制度改正の必要性を含め継続的に検討を行ない、人身取引対策の推進体制を改善していくことを目的とする。

- (1) 人身取引対策に関する政府の体制
犯罪対策閣僚会議のなかで人身取引対策に関する関係省庁連絡会議が設置された
- (2) 人身取引対策行動計画2004とそれに基づく政府のこれまでの取り組み
 - 人身取引の定義づけ
 - ・ 国連人身取引議定書に従い、3点（防止、撲滅、被害者保護）を柱とした定義づけ
 - 防止
 - ・ 在留資格「興行」の要件厳格化
 - ・ 潜在的被害者の入国防止
 - ・ 人身売買罪の確立、議定書批准のための法整備
 - 撲滅
 - ・ 法制度整備・刑法、入管法、風営法、組織的犯罪処罰法
- (3) 近年の情勢と人身取引対策行動計画2009の概要
近年の情勢

- 加害者:日本人が大半、送り出し国のタイ、中国、フィリピンからも。
- 被害者の国籍:フィリピンが一番多い。
- 在留資格:「興業」がほとんど。日本人の配偶者も存在する。

人身取引対策行動計画2009

- 防止 ・在留管理の徹底および風俗営業等における不法就労対策
- 撲滅 ・売春事犯と児童の性的搾取に対する取り締まり徹底
 - ・児童ポルノ等の排除に向けた取り締まり強化
- 人身取引被害者の保護
 - ・被害者の認知、保護、帰国支援
 - ・シェルターの提供と支援、被害者保護施策のさらなる充実
 - ・ホットラインの設置の検討
 - ・労働搾取に対する取り組みの実施
- 基盤整備
 - ・研修による職員の知識と意識向上
 - ・関係機関との連携強化

■□■日本の人身取引対策の今後の課題

橋本直子

次に、橋本直子さん（国際移住機関－IOM 駐日事務所プログラムマネージャー）がIOMの活動を中心に問題点と課題について以下のような内容の報告を行なった。

IOMは人身取引対策の4つのP（Prevention、Protection、Prosecution、Partnership 順に、防止、保護、訴追、連携）を柱に、主に被害者の帰国支援と帰国後の社会復帰支援を行なっている。

NGO、入国管理局、女性相談所、在日大使館、知人の男性などからの通報後48時間以内に被害者と思われる女性の母国語を話すケースワーカーを派遣し、被害性と自発的意思を確認し、シェルターに保護している。被害者女性の面接やカウンセリングを行なっている。

現在、日本人の配偶者として入国するなど、入国する査証の多様化により保護が困難な状況にある。特に未成年者の場合は、自分が被害者であるという意識を持ちにくい

ため保護が困難となる。ヨーロッパでは勧誘経路が新聞広告であるのに対し、アジアでは親戚や知人などの個人的なつながりを通じた勧誘が経路になっ

ていることが多い。

以下の理由により被害者保護が難しい：

- 警察など法執行機関に対する漠然とした恐れと、支援を求めても助けてもらえないという加害者による洗脳が働いている。被害者はどこに相談してよいかわからない。
- 言語の壁があり、意思伝達が難しい。
- 地理の不案内と、外部コミュニティからの断絶が大きな壁となっている。
- ブローカーに対する恐怖が植えつけられている。
- その一方で、ブローカーに対する親しみの感情もある。
- 事を荒立てたら家族に被害が及ぶという強迫観念があり、それを回避しようとする、いわゆる“Good Daughter Syndrome” … 自分さえ我慢すれば家族が助かるといった自己犠牲。

被害者の約95%が一刻も早い帰国を望む傾向にある。2004年以降、合法的出国が可能になり、今までに180人が帰国した。フォローアップとしてトラウマ克服・社会復帰を促すが、通常、社会復帰を始めるまでに2、3年かかっている。

今後の課題としては、いかにして支援の存在を知らせるかということである。被害者が直接IOMの事務所に電話してきたことはない。このことを考慮すると、困ったことがあればいつでも相談ができる24時間多言語対応のホットラインやフリーダイヤルが必要である。また、男性の被害者が保護された場合のシェルターの設置や民間シェルターの活用、捜査協力をした被害者に対する具体的利益の提示、そして「人身取引対策行動計画2009」を「検討」から「実施」へ移すことが必要である。

■□■移住労働者対策と人身売買予防

稲葉奈々子

次に、このテーマで稲葉奈々子さん（茨城大学教員、IMADR-JC理事）が次のような内容で問題提起をした。

移民は個人の選択だが、国をあげて移民政策をしている国もある。そのような国では、外国への労働を斡旋し、移民からの送金を期待している。外国人研修生制度、外国人看護士などがその例である。フィリピン、タイ、インドネシア、バングラデシュなどはODA（政府開発援助）よりも移民による送金の方が多い。

人身売買の激化に伴う入国管理の厳格化は世界的な傾向であるが、入国管理を厳しくすると違法なブローカーによる越境、すなわち人身売買が増える。個人で越境することが難しくなればブローカーを使って越境する人が増え、ブローカー代金が値上がりしていき、



人びとは以前より高額な料金を支払って専門業者に頼るようになる。入国管理の強化はブローカーを利するのみで効果がない。また、ブローカーに借金をしてしまうと渡航後もブローカーに依存することになる。

勧誘は身近な人によるものが多く、被害者には必ずしも「騙された」意識があるわけではない。被害者であると気づくのが遅ければ、告発も難しい。被害者としての自覚がない被害者や、配偶者ビザで来日する人は被害者として認定されにくい。人身売買の被害者として認定されないまま日本人男性の配偶者となり、DVの被害者となる女性は少なくない。

現在では入国管理が厳しくなり、国際結婚ブローカーが幅をきかせるようになったため、人身売買ルートで来日し、日本人配偶者からのDV被害を受ける女性被害者はこれからも少なくなることはないと思われる。かつて人身売買被害者を受け入れていたシェルターの利用者のほとんどが、現在ではDV被害者を受け入れている事実からしても、認定された少数の人の保護だけにはとどまらない、裾野の広い問題領域が形成されていることがわかる。人身売買は20年、30年先までを視野に入れて対策を立てなければならぬ問題である。

■国内法の課題、外国での現状とともに

吉田容子

最後に、吉田容子さん（JNATIP 共同代表、弁護士）から法的側面を踏まえながら次のような内容の問題提起が行なわれた。

政府は人身売買への取り組み体制の強化として、①人身取引（TIP）事案の取り扱い方法についての体系的施策を行うこと、②情報共有・情報交換の枠組みの検討、③企画・立案・調整を一元的に担当する部局の設置の必要性を挙げているが、とりわけ一元的機関の設置はさまざまな施策全体の推進のためにも必要である。以下、エゼイロ報告が指摘する多くの課題のうち一部を抽出し、日本の現行法の課題を挙げる。

・防止策について

- 性的搾取を内容とする需要の根絶は、防止対策の主要な柱である。現状は入国管理の強化という水際対策であるが、需要の抑制をどうするのか。
→性的搾取の防止に対して現行法は十分に対応していない。売春防止法における性規範の二重基準を公認し、買春者の対策を含んでいない。風俗営業適正法が所定の要件のもとに性風俗特殊営業等を公認している。
→児童（18歳未満）に対しては積極的に取り組んでいるが、児童ポルノの単純所持は違法とされていない。18歳以上に

対しても対策強化が急がれる。

- 国際結婚の斡旋・仲介業の法的規制
→偽装結婚の実態調査。性交渉や介護・労働の強制、監視などを伴う「搾取的婚姻」に至る国際結婚の斡旋・仲介業者に対する法規制がない。
韓国では、国際結婚紹介業を営む者は自治体への登録が必要であり、さまざまな責任や罰則について法律で定められている。
- 労働搾取の防止
→劣悪な労働条件のもとでの就労を余儀なくされたいわゆる「不法就労者」の適切な保護や、彼らが受けた搾取の賠償を求める権利を保障する対策が必要である。
- 知識・認識の促進。被害者または加害者に接する可能性のある人びとに対する情報提供が必要である。学校における教育は特に重要だ。
スウェーデンでは、すべての警察官に対する人身取引に関する教育の受講を義務化している。検察官や裁判官には研修が実施されている。
韓国では、性売買防止法により、小・中・高校と政府機関において、年間最低1時間の教育の受講が義務化されている。
 - ・被害者の認定と保護支援について
- 被害者の認定問題→どちらとも判断できない事案を、明らかに被害者とはいえない事案と同様の処遇にしてしまうのではなく、受けた被害に応じた保護を提供できる制度をつくるべきである。
- 搾取に対する賠償、保障の制度がほとんど存在しない。人身取引被害者を対象とした無料かつ積極的な法的支援が欠如している。
- 「人身取引対策行動計画2009」は被害者の社会復帰と統合のプログラムを含んでいないため、支援の枠組みの中で最大の問題の一つとなっている。

取り組みの強調点

以上の問題提起を踏まえて、シンポジウムでは今後の取り組みにおいて以下の点を重視すべきであることが確認された。

- ・人身売買を取り扱う専門機関をつくるべき。その際にNGOなどと連携する。
- ・労働基準法など既存の制度できちんと対応すれば救えるケースも多いため、その部分を強化する。
- ・民間シェルターの力を借り、被害者の母語を話すケースワーカーが常駐

する専用シェルターを作る必要がある。

- 支援者だけが連携するのではなく、当事者も参加して一緒に制度をつくるのが重要である。
- 奴隷労働に問題がある。不法就労にはあまりなかった奴隷労働が、公募労使である研修生・技能実習生に奴隷労働が存在することに目を向けなくてはならない。男性が入れるシェルターが少ない。シェルターで過ごす被害者たちが充実した日々を送れるよう、彼女らが働くことのできる政策が必要である。
- 人身取引対策行動計画2009が作られて以降、どのような人が搾取されているのかなどの実態を伝える情報が公開されていない。日本が人身取引の受け入れ大国であるという事実を知らないなど、全体的に社会の認識が薄い。そのためにも広報の進め方を考えなくてはならない。

政府の感想

これら問題提起を受けて、政府の感想として内閣官房室の池内さんより次の発言があった。人身取引問題の根の深さに比べて社会の関心は低い。性的な搾取だけでなく労働搾取に対してもこれから取り組むつもりである。労働基準監督署といった関係機関にまで広げて取り組む努力をしている。一元的な調整機関をつくることは検討課題である。情報の開示に関しては、個人情報保護の観点から難しいが、政府が改善すべき部分はある。日本人が人身取引の被害になっている実態に関しては興味深い。

会場からの質問

最後に会場からもさまざまな質問や意見が出された。紙面の関係よりその一部だけを紹介する。

①文科省はどのような取り組みを行なっているのかという質問に対して、人権尊重の意識を高める啓発的な教育を行なうことと、学校でもなるべく、性的搾取に関する一般的な道徳教育を促進しているという回答があった。

②「不法就労」という言葉には外国人が悪いというイメージがあるのではないのかという質問に対して、「不法就労は犯罪の温床であり、外国人が悪い」という不法就労外国人対策キャンペーンを日本政府は行なってきた。政府はそれを反省しなければならない。実際、日本社会は、80年代から「不法就労」

とされる人びとに支えられてきた。「不法就労者」の犯罪発生率は非常に低く、日本人の平均よりも低い。

③一刻も早く帰りたいという意志を尊重するのか、もしくは捜査協力に見合った利益、損害賠償請求権の行使、シェルターでの保護の長期保護など可能にし、調査を優先するのかという質問に対して、矛盾をなくしていくことが大事である。被害者が早期帰国をもとめる理由には、家族に会いたい、出稼ぎにきているのだから捜査の間働くことができないと困るなどがある。ヨーロッパでは例えば、捜査協力をする人に就労を認めている。アメリカでは、捜査協力をする人には家族の呼び寄せを認める制度があるし、通訳、弁護士も無料で提供している。日本には法テラスなど制度上は存在しているが、言葉の壁といったアクセスの障害のため実際はうまく運用されていない。また、被害者の意思尊重が最優先されるべきだが、その一方で支援体制が不十分な現状は変えるべきだ。

閉会の挨拶

さまざまな角度より白熱した議論を終え、シンポジウムは閉会の時間となった。締めくくりとしてJNATIP 共同代表の大津恵子さんが次のような内容の挨拶を行なった。

今日は、特に若い人たちが人身売買の問題に関心を持ってシンポジウムに参加してくれた。そのことを非常にうれしく思う。私たちが今までやってきたことは次世代の人びとに繋げていかなくてはならない。人身売買は今解決すべき問題であり、先送りをして将来の問題にしてはいけない。エゼイロ特別報告者が言うように、政府と民間がパートナーシップで取り組んでいかなくてはならない。そうした意味から、このシンポジウムに政府の方にも参加していただくことができよかった。今日は私たちにとって大きな一歩である。パートナーシップを持ってお互いに「がんばりましょう」と言いたい。また今日の機会を次の機会に繋げ、皆さまと共に努力をしていきたい。

* この報告はIMADRインターンの坂口舞さんとIMADR協力者の小松泰介さんによるシンポジウムの報告をもとに、編集部の責任において記事としてまとめました。坂口さんと小松さんに紙面を借りてお礼申し上げます。

白根大輔 (IMADRジュネーブ国連事務所)

7月7日から24日まで2週間半に渡りスリランカを訪れた。IMADR 理事長、ニマルカ・フェルナンドの要請に基づくもので、昨年(2009年)5月の内戦終了後から新たな局面を迎えた民族問題や人権活動家・ジャーナリストの弾圧、国内避難民の状況、中央高地や南部のプランテーションで働くインド系タミール人の状況、女性の直面する問題など、スリランカの「今」についてなるべく多くの地を訪れ、その状況を直に目にし、またなるべく多くの人に会い、草の根の活動家や当事者とIMADRジュネーブ事務所のつながりを構築・強化するということが主な目的だった。コロンボをはじめ、南西部ニガンボ、南部のゴール、中央高地のキャンディ、東部トリンコモリー、北部ジャフナなどの地域を訪れ、現地NGOや当事者と会い、複数のプランテーションや国内避難民キャンプを視察した。2週間半という限られた時間の中でできるだけ広範囲に動けた半面、スリランカという国のほんの一部を見たに過ぎず、訪れた地、出会った人びとと十分な時間を過ごせたわけではなかった。しかし、今後の活動を考えればその基盤となる貴重な経験ができ、これからさらに発展させていけるつながりを作れたと思っている。ここではその一部、特に国内避難民の状況について報告したい。

多様な避難民キャンプ

スリランカの国内避難民 (IDP) と一概に言っても、80年代後半から90年代前半に避難民となったいわゆる「Old IDP」(編注:古いIDP)と呼ばれる人びともいれば、内戦の終盤2006年以降、激しい戦闘地となった北東部からの「New IDP」(新しいIDP)と呼ばれる人もいる。またタミール・イーラム解放の虎 (LTTE) 支配下に東部から迫害されたムスリム避難民もいる。避難民の暮らす「キャンプ」も多様であり、いわゆる「避難民キャンプ」もあれば国際社会からの圧力により再定住プロセスを開始したスリランカ政府が新たに作った「居住地キャンプ」もある。荒野の中にぽつんと存在するキャンプもあれば村や町の一角に壁で仕切られたものもある。「福祉センター」というカテゴリーのキャンプもある。これら多様なキャンプは無数に存在し規模や環境も異なったものとなっている。同じキャンプに長年暮らし続けている人もいればさまざまなキャンプを移動している人もいる。これらキャンプのすべてが政府や軍関係

者以外の人に開かれているわけではない。特にNGOや外国人のアクセスは多くの場合極端に制限されている。今回は東部トリンコモリー近郊で2つ、北部ジャフナ近郊で2つ、合計4つのキャンプを訪れた。東部のものはそれぞれ560世帯と230世帯が2006年から2007年頃から暮らしており、北部のものはいわゆる「Old」キャンプで、それぞれ約30世帯が1990年頃から暮らしている。

キャンプ内の暮らし

食料は主に国連世界食糧計画 (WFP) により米、豆、小麦、砂糖、時には油が提供されていた。飲料水は政府によりタンクで供給されていたものの、特に乾季などその量が常に十分であるというわけではなく、それ以外の生活用水の源となっていたキャンプ内の井戸は汚染が激しいときもあった。居住施設は簡易な小屋やビニールシートを使ったテントなどで、トイレは共同、排水や排泄処理が整っている場合は少なく、トイレのすぐ隣のテントに住む家族は汚臭がひどくて耐えられないと言っていた。教育・医療施設への距離は近いところで1キロ程度、遠いところで10キロというものだった。それぞれのキャンプで避難民のリーダーたちやいくつかの家族から話を聞いた。それまでの家と生活を奪われ、半強制的にまったく別の土地へ移動させられ、いつまでそれが続くのか分からないままキャンプでの生活を余儀なくされている。多くの人の故郷は、地雷の存在や政府によって高度セキュリティ地域と指定されているために未だに一般人の侵入・居住は許されていない。一部の人の故郷はスリランカ政府により空港が建設されていたり、他国の政府に投資と工場建設の目的で譲渡されてしまったという。当初3ヶ月限りで約束されたキャンプ生活が何もないまま5年続いている



スリランカ地図

者以外の人に開かれているわけではない。特にNGOや外国人のアクセスは多くの場合極端に制限されている。今回は東部トリンコモリー近郊で2つ、北部ジャフナ近郊で2つ、合計4つのキャンプを訪れた。東部のものはそれぞれ560世帯と230世帯が2006年から2007年頃から暮らしており、北部のものはいわゆる「Old」キャンプで、それぞれ約30世帯が1990年頃から暮らしている。



東部に行くときに筆者が乗ったプロペラ機



キャンプの人たちと 左端筆者

とか、再定住プロセスと言われながら、実際には別のキャンプへ移動しての生活が続いているとリーダーたちは語っていた。今年行なわれた選挙の前には何人かの政治家や大臣も訪れ、いろいろと約束していったが、そのどれも守られていないという声も聞いた。それまでの家計の稼ぎ主、唯一の家族であった夫を失った未亡人はこれからどうしていいのか分からないと絶望的に語っていた。

厳重なキャンプ地へのアクセス

当初、「New」キャンプ訪問の許可は出にくいかもしれないが、少しでも現地状況を見たいという希望を持って防衛省に陸路での北部訪問の許可を申請した。結局激しい戦闘地となった北部地域のキリノッチ、マナー、ムラティブや巨大キャンプのあるヴァヴニア地域への訪問許可は出ることはなく、代わりに空軍の小型プロペラ機で、スリランカ最北部のジャフナにのみ入ることができた。もともと NGO の活動は制限されている中、特に国連事務総長の諮問機関設置以降さらに NGO や外国人への移動や活動の制限が強まった感がある。

危険と隣り合わせの生活

すでに多くの活動家や学生、ジャーナリストなどが真相が解明されないまま殺害されたり行方不明になっている。現地 NGO 関係者の中にも密通者があると言われており、少しでも反政府的と「思われる」「感じられる」要素が活動に含まれば脅迫や誘拐、時には殺害につながる危険性がある。そんな状況では恒常的に疑心暗鬼が生じることも少なく、NGO 間の効果的な情報共有や協力も困難となる。

実際に比較的多くのキャンプにアクセスのある団体・個人の活動も「慈善支援活動」という枠組みのみの現物支給のみ許可されている場合が多く、キャパシティビルディング（能力構築）やエンパワーメント、ドキュメンテーション（記録と文書化）などの活動は厳しく制限されている。このような制限の多いキャンプほどそこでの避難

民の生活は過酷なものであるという印象を受けた。北部のあるキャンプでは支援食料の中に大量の芋虫が混ざっていたり、乾燥気候の地域で暑さは酷く水源も乏しいという話だ。激しい戦闘と爆撃、報復襲撃やレイプを経験し、家族や友人を失った人びとの中には、激しいトラウマを負っている人も多い。そんな避難民に対して精神的ケアは提供されず、それを提供できる第3者のアクセスは許可されていない。食料や水が不足している上、キャンプ内の治安維持機能も整っていないため、今日を生き延びるために、あるいは極限状況の中での犯罪も多いと言う。時にはその状況の深刻さや物資の不足から、現場でキャンプを管理する軍関係者自身が NGO に対し早急な支援を要請するケースもあると聞いた。夫や家族を失った女性も多く、特に深刻な状況に直面している。少量の米やミルクを得るため、生き残るために残された最終選択肢として、軍関係者を相手に性的行為を提供するケースも増えているという。そういった状況を利用した集団レイプ事件も起きている。売春は違法であり、こういったケースでは裁判を起こしても、自発的要素が含まれるため、女性が犯罪者扱いをされ、必要な救済を得ることは困難であるとも聞いた。6万人以上が収容されているある巨大キャンプには、4千人以上の孤児が特別な支援や教育提供もないまま収容されているという。

内戦は終結したものの

2009年5月に30年続いた内戦が政府軍による強行軍事作戦により一応の終結を遂げた。一部の国内避難民はもとの居住地へ帰還したものの、多くの問題は未解決のままである。コロンボへ向かう飛行機で、コロンボの街中で、また中央高地や南部で出会った多くの人は、内戦が終わりようやくスリランカの状況はよくなったと語ってくれた。おおびらな武力衝突はなくなり、確かに多くの人びとにとって自爆テロや時限爆弾、その他の攻撃により突然に命を失う危険はなくなったと言っているのだろう。だからといってスリランカに「平和」が訪れたという実感はまったく得られなかった。むしろその逆で、力の均衡が崩れ、政府・大統領が強大すぎる権力を握るなか、少数マイノリティや社会的弱者、抑圧される側の状況は、ある意味においてより深刻になったのではないかと思う。

(しらねだいすけ)



ジャフナ近郊の古いキャンプ

スリランカの避難民キャンプで生活を続けている人びとへの支援のお願い

スリランカで数十年続いた内戦は、戦闘地域から継続的に避難民を生み出しました。その中でも、スリランカ北部および東部のタミル語圏の人びとが最大の被害者でした。2009年の内戦終結のときには、30万人以上の人びとがLTTE（タミルイーラム解放の虎）が掌握していた地域から政府が統制する地域に避難のために移動しました。とくに戦闘が激化した最後の数カ月は、これら人びとの被害はさらに広範囲で深刻なものになりました。これら被害者の大半はマイノリティであるタミル人でした。こうした中、昨年、IMADR および IMADR-JC は、避難民の人びとに対する IMADR アジア委員会の救援活動を支えるために、この紙面を借りて会員および関係者の方がたにカンパ要請を行ないました。多くの方がたの協力により60万円の支援金が集まり、さっそく現地に送り、救援活動に役立ててもらいました。あらためてお礼を申し上げます。

しかし、避難民を取り巻く状況は依然として厳しく、多くの人びとはまだ回復の兆しが見えないまま日々生きることに格闘しています。アジア委員会の報告では、現在もまだ8万3千人が仮設のキャンプにいて、キャンプからの出入りに通行証が求められるほど厳重な警備のもと生活をしています。戦争により夫を亡くした数万人の女性たちの中には、住む場所に困り、一度は出たキャンプに再び戻ってくる人たちも多数います。政府は道路建設などのインフラ整備に多額の資金を出しても、キャンプ生活を余儀なくされている人びとの生活保障には関心を向けません。世界食糧計画（WFP）からキャンプの避難民に支給される食糧や燃料は大幅に減らされました。キャンプ内の人びとは仕事もなく、生計手段をなくしたままの不安定な状態にあります。キャンプで暮らす避難民たちは、まさに人道の危機に瀕しています。

こうした状況を鑑み、IMADR/IMADR-JC は IMADR アジア委員会と協力をし、次のようなプログラムで避難民の人びと（主にヴァブニャ・キャンプ）の役に立ちたいと考えています。そのため、IMADR を支えてくださっている皆様に再びカンパのご協力をお願いいたします。

- 1) キャンプの子どもたち(100人程度)が公立学校に就学できる学力をつけるための教育支援
- 2) カトリックのシスターたちが運営している戦争孤児(15人)の孤児院の財政支援
- 3) 身体的障がいをもっていたり精神的トラウマに悩まされているため、母乳を与えることができない母親たちに粉ミルクの支給

この活動を支えるためには皆様のご理解とご協力が必要です。遠く離れたスリランカの避難民キャンプに残された人びとに思いを馳せ、支援の手を差しのべてくださいますよう、お願いをいたします。

ニマルカ・フェルナンド
IMADR 理事長



東部トリンコマリ近郊キャンプ



水汲みに集まる女性たち 避難民キャンプで

送り先：郵便振替 00130-8-357095 加入者：反差別国際運動(IMADR)
あるいは
三菱東京UFJ銀行 六本木支店 普通4891417 反差別国際運動(IMADR)
締切り：第一次 2010年10月末日
目標額：500,000円

反差別国際運動日本委員会 (IMADR-JC) 第21回総会報告

IMADR-JCは2010年6月18日、東京・六本木の松本治一郎記念会館で第21回総会を開きました。お忙しい中、ご参加いただきました皆様、また、ご意見をお寄せくださった皆様、どうもありがとうございました。以下は、総会で確認された今年度の重点とり組み課題と、採択された「IMADR-JCアピール」全文、そして、総会第2部での各団体からのアピールの要旨です。2009年度の活動報告、2010年度の活動方針、役員体制、予算など、詳細は第21回総会議案書をご覧ください。

(IMADR-JC事務局)

IMADR-JC 2010年度の重点取り組み課題

1. 人種主義・人種差別・外国人嫌悪／排斥を克服し、真の多民族・多文化共生社会の実現に向けて、被差別マイノリティに共通する課題解決に向けて共同で取り組む。

人種差別撤廃委員会が2010年3月に出した日本審査の「総括所見」には30項目に近い勧告が含まれている。今年度は政府によるこれら勧告の実施に向けた取り組みを行なっていく。その一つとして、9月3日開催予定の第19回ヒューマンライツセミナーで、国連勧告を踏まえながら日本における人種差別撤廃に向けた取り組みについて議論を行なう。また、政府に対する具体的な働きかけも必要である。

2. 「職業と世系に基づく差別」に関する分野を中心に、国内の運動体およびインド、スリランカ等の被差別マイノリティによる差別撤廃運動の連帯を強化する。

取り組みの一つとして、10月に南インドのパートナー団体であるSRED(農村開発教育協会)へのスタディツアーを実施する。IMADRを軸に日本でインドのダリット解放運動と連帯・支援活動を続けてきた人びとに呼びかける。また、マイノリティコミュニティの青年の経験構築の場として、スタディツアーを活用する。

3. 「職業と世系に基づく差別撤廃に関する国際基準づくり」にむけて、国内外の被差別当事者およびNGOと連携しつつ、取り組みを進める。

ダーバンレビュー会議(2009年4月)および国連人権理事会でのサイドイベント(2009年9月と2010年3月)においてIMADRを含むNGOが取り組んで獲得した成果を活かして、基準づくりに向けたさらなる動きを作る。

4. 先住民族の権利確立に向けたアイヌ民族の取り組みに呼応をして、その実現にむけた啓発活動や共同行動に参加していく。さらに、琉球・沖縄の人びとに対する差別をなくし権利を確立する運動との連携を強化する。

2010年3月の人種差別撤廃委員会による日本政府への勧告が示しているように、これら運動体と連携をしながら政府への働きかけをさらに強化していく。

5. 搾取的移住・人身売買の課題解決に向け、国連の人権基準や制度を最大限活用し、また当事者が活用できるよう共に取り組み、事態の改善につなげる。

2009年のエゼイロ特別報告者の日本訪問による報告書が2010年6月の人権理事会で提出される。その内容を受け止め、日本において人身売買をなくすために取り組んでいる団体・個人と連携しながら、具体的な行動につなげていく。その一つとして、7月3日のエゼイロ報告を受けたシンポジウム(JNATIPとIMADRの共催)を成功させる。

6. マイノリティ女性による運動間の連携を継続し、女性差別撤廃委員会から日本政府への総括所見の勧告の実施を求め、日本のマイノリティ女性政策の創出につなげる。

第三次男女共同参画基本計画策定に向けた政府の動きに、マイノリティ女性の視点が含まれるよう関係団体と連携しながらさらに働きかけを強化していく。8月に予定されている国連女性差別撤廃委員シモノヴィッチさんの来日に関する取り組みに参加する。

7. 狭山事件の再審を求める運動を国内外に広め、運動と連携しながら証拠開示・事実調べ・再審の実現を目指す。

部分的な証拠開示が実現したが、事実調べと再審への道を目指して、特に国際世論に訴える連帯活動を続ける。



IMADR-JC第21回総会アピール

昨年8月の歴史的政権交代は、国内における人権確立のための課題の実現に大きなはずみをつけました。

IMADR-JCは、昨年7月の女性差別撤廃委員会による日本報告書審査、今年2月の人種差別撤廃委員会による日本報告書審査、さらにはさる5月のピレイ国連人権高等弁務官による日本公式訪問において、国内のマイノリティコミュニティやNGOの声を結集し、国内人権機関の早期設置や差別禁止法の制定、また個人通報制度を可能にする選択議定書の批准を強く促す勧告を引き出しました。また、狭山事件においては、5月に東京高等検察

庁が一部証拠の開示を行ない、再審実現に向けた重い扉がようやく開き始めました。さらにアイヌ民族に関する権利確立においては、内閣官房に「アイヌ総合政策室」が設置され、アイヌ民族のメンバーを含むアイヌ政策推進会議が召集されるなど、課題は残るものの大きな前進を遂げています。

一方で、昨年の改定入管法・入管特例法・住民基本台帳法の公布により、外国人への人権法や政策がないまま監視・管理制度だけが強化され、日本の産業を支えてきた非正規移住労働者を一切排除し、人種主義や排外主義を煽っています。そのような中、在日コリアンが保有する当然の権利を執拗に攻撃する偏狭なナショナリズムが、インターネット等を通じて「善良なる市民」の仮面をつけて勢力を強めている危険な動きも見逃せません。また、普天間基地の移設問題は、日本国憲法前文の、「恐怖から免れて平和のうちに生存する権利」を琉球弧に住む人びとに保障しないことを明確に示しています。それにより、日本の沖縄に対する歴史的な差別に向きあわなければならず、むしろそれを強化する結果を招いています。

これらの状況を踏まえ、本日この総会で、私たちは今年度の7つの重点取り組みを確認いたしました。これら取り組みを実現していくには、マイノリティコミュニティやIMADR-JCの会員を中心として、NGOそして市民社会の間のさらなる連携が欠かせません。1990年の創立から20年を経た今、ここに集まる私たちは、被差別当事者を中心とした「立ち上がり」とそれに共感する人びとの「つながり」を大切にしながら、これらの目標と取り組みを確認し、その実現にむけて努力を続けることを決意いたします。

2010年6月18日

反差別国際運動日本委員会 (IMADR-JC) 第21回総会

第2部 各団体からのアピール

■先住民族の権利の回復に向けて

阿部 ユボ (社団法人北海道アイヌ協会副理事長)

2007年9月13日に、30年におよぶ歴史的な先住民族の権利宣言が国連総会で採択され、日本では翌年9月6日に衆参の国会でアイヌ民族を先住民族と認める決議が満場一致で採択された。ところが今度は、アイヌを先住民族として絶対に認めないという勢力が出てきた。例えば北海道庁がアイヌ民族に補助金を出していることに着目して、内容を徹底的に調査するという事態が続いている。気持ちをひきしめ、問題の本筋について訴えて闘っていかなくてはならない。



日本では、アイヌ民族の歴史を教えない。現在の北海道は、今から140年前の明治維新より以前は「北海道」ではなく「蝦夷地」と呼ばれた。「蝦夷」とは「蝦(エビ)のように丸まった野蛮人」の意。明治維新のとき、政府はアイヌ民族の土地や財産を一方的にとりあげた。そのようにして日本政府は数百年もアイヌ民族を差別し続けてきた。こうした歴史を知っているかと聞いても、皆なほとんど知らない。

国連から勧告を受けているとおり、政府はアイヌ民族に対して、とりあげた土地の原状回復、あるいは公正で公平な賠償を行なうべきである。勧告を活かしてこれからも闘わなければいけない。今後も皆さんからのご支援・ご協力をお願いしたい。

■沖縄に対する差別と偏見

福地曠昭 (沖縄人権協会理事長 / IMADR-JC 理事)

普天間移設問題について、先日、鳩山総理が「辺野古に移設する」と回答したことで県民たちは怒りをあらわにした。これまで県民大会で「差別」という言葉はあまり出なかったが、今回はそうした声もあがった。基地問題について政府が謝罪して県民が怒る、その繰り返しである。世論調査によると、普天間移設を辺野古にすることに賛成だという国民が全体の52%いる。沖縄問題を扱ってもあまり票にならないため、とりあげる政治家が少ないのが残念である。

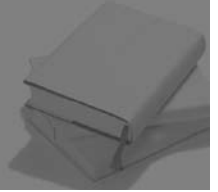


沖縄の歴史を振り返れば、1609年に薩摩が侵攻してくるまで独立国家として独自の文化を培ってきたが、明治12年の廃藩置県で外国植民地としての扱いを受け、皇民化政策による同化が進められていった。方言撲滅など非常に徹底した差別政策を強いられ、沖縄の言葉を使えばスパイとみなされ処分された。戦後も自治能力がないという独断的な理由から27年間も米国占領下におかれた。

米国との地位協定では関係に不平等が生じている。核持込について調査ができないことや、米軍装甲車が学校などの民間地に入ったことが問題になっても、米側は捜査に応じないでごまかしてしまうなどの問題がある。これが差別の構造である。

今後も沖縄の人権運動を進めていく。沖縄には「いちゃりばちようでー」という言葉(「会えば兄弟」の意)などにみられる豊かな文化や資質がある。国際的にも貢献できるその文化と資質を大切に、しっかり伝えていかなくてはならないと思っている。今後も皆さまと共にがんばりたい。

本の紹介



『恥と名誉 移民二世・ジェンダー・カーストの葛藤を生き延びて』

ジャスピンダル・サンゲラー著、
阿久澤麻理子訳
解放出版社
定価:2200円+税
2010年6月刊行



阿久澤麻理子(兵庫県立大学環境人間学部教員)

あらすじ

『恥と名誉』(原題 SHAME, 2007) は、イギリスのインド人移民コミュニティに生まれ育った著者自身の半生記である。ジャスはインドから労働者として渡英した両親のもとに生まれ、ダービーの同胞コミュニティで育つ。だが、同胞の強固な結びつきとイギリス社会からの隔絶により、そこにはインドの伝統的慣習も堅持されていた。それが強制結婚---15歳ともなると親が娘の結婚相手を決め、学校が長期休暇に入ると家族旅行だと言って国外に連れ出し結婚させる---である。

ジャスも突然、母親から見知らぬ男性との結婚を告げられたが、それを拒否し、家族の監視をかいくり15歳でボーイフレンドと駆け落ちし、家族の名誉を傷つけたと絶縁される。相手がアウト・カースト出身であったことも家族の怒りを増幅させた。

ジャスは家族の絆を断ち切られた痛みを、男性との親密な関係によって埋め合わせようとし、そのために男性からの精神的・肉体的暴力を引き受けて傷つく。だが、二度目の離婚に踏み切る頃から、自分の足で回復への道を歩み始める。15歳で中断した勉強を再開し、夢だった大学入学を果たし、在学中に同じ境遇にある南アジア出身の女性たちを支援する団体「カルマ・ニルヴァーナ」を立ち上げた。

移民二世である主人公が英国社会で成長し身につけた、人間の尊厳への渴望と自立への欲求、それゆえに起こる慣れ親しんだ文化、家族との葛藤は、人権という思想が浸透するほどに、私たち女性が共通に経験しなければならぬもののように思われる。

家族と文化の中の差別・抑圧から自由になれない女性たち

ちなみに、本書には続編---Daughters of the Shame (2009)---がある。登場するのはカルマ・ニルヴァーナに助けを求めて来た人びとである。イギリスで生まれ育った二世、三世のほか、その配偶者としてパキスタンなど海外から連れてこられた女性たち、さらには近年イギリスに難民として受け入れられたクルド人やアフガニスタン人も登場する。

女性の純潔、従順さが何より重視される同胞文化の中で、強制結婚を拒否したり、自由に恋愛をした女性たちは、家族からの制裁を

受け、時に命を奪われる。恐怖から家出する女性たちと、それを執拗に追いかける家族、カルマ・ニルヴァーナへの家族からの脅迫など、緊迫した日々が続編には淡々と描かれる。いったん自由を手にしたものの、帰属のない不安に耐えられず、再び家族のもとへと戻ってゆく女性も登場する。

抑圧的な文化・習慣を拒否したくとも、家族や同胞社会の中にしか居場所がない女たちは、その価値観を拒否しきれない。自分の意志を通し自由に生きれば、家族やコミュニティから絶縁され、慣れ親しんだ家族や文化を根こそぎ失ってしまうからだ。女性は、伝統の抑圧から逃げ出しても、それに従っても、結局は苦しみを味わうことに変わりない---だからこそ、カルマ・ニルヴァーナの役割は単なるシェルターや福祉のコーディネートにとどまらない。愛着のある暮らしや人とのつながりを奪われた女性たちにとって、そこは相互の親密なネットワークを紡ぎあう場でもある。

ピア・サポート活動から法律制定へ

筆者たちが女性たちの支援のために編み出した方法の一つが、「ナショナル・フレンドシップ・ネットワーク」である。被害者の思いに耳を傾け、友人として支え、かつ必要なアドバイスをできる人材の育成を行なっている。また、協力団体の中には、異カースト、異人種・民族・宗教間の付き合いや結婚に、家族や同胞からの反対を受けているカップルに対して、同様の経験をしたカップルがピア・サポートを行なう活動もあり興味深い。「友人」「ピア」という親密圏の形成とサポートが、根こそぎにされた家族やコミュニティに代わる大切な存在となるからである。

その一方で、筆者らの運動は、公的なクレーム申立てにも精力的に関わる。その成果としてイギリスでは2008年「反強制結婚法」が成立した。これによって裁判所には、イギリス市民権を持つ者の強制結婚を差し止める権限が与えられた。とはいえ、裁判所にも、学校の教師や行政職員にも、問題に介入したくない傾向は強い。移民の文化を批判して、反発を買うことを恐れるためである。立法は、白人社会の態度をも鋭く問うものとなった。

(あくざわまりこ)

ピア・サポート:peer support (日本語訳「対等な支援」とは、一般に「同じような立場の人によるサポート」といった意味で用いられている。

このコーナーでは、日頃からIMADR-JCと一緒に活動をしている皆さんに、ご自分の活動の紹介や、IMADR-JCとの出会い、一緒にやりたいことなどについて語っていただきます。



人身売買と取り組む ポラリスプロジェクト — For a World Without Slavery —

藤原志帆子

ポラリスプロジェクトは利益のために人を支配し利用する人身売買をなくすため、2004年に米国で2人の若者によって設立された、草の根の団体です。今では、米国に3つの事務所と日本での事務所と活動の幅を広げ、被害者発見のためのホットラインの運営から被害者の支援、そして法執行機関への研修などと包括的な視点で人身売買をなくすために取り組んでいます。

日本事務所でも、2005年から相談電話を始めました。外国から来た未成年らしい女性がストリップクラブで売春をさせられている、どうにかできないか、という一般市民からの相談もあれば、遠く外国からのEメールで、「親戚の娘が歌手になるといって渡日したが、その後、性的なサービスをする店で働かされていると連絡が来ている、どうにかしてほしい」といった相談があるなか、ここ数年は日本人の若い女性や児童が同様に性的搾取に巻き込まれる現状が支援を通じて明らかになってきました。

強制的な性風俗産業への従事やポルノ被害の一例です。

- 1) 10代の未成年の女性から連絡。同様の連絡はいつもあるが、インターネットで友達を作って、その子に下着姿などの写真を送った。今度会おうということで学校名も交換し合った。その後その相手から脅迫があり、「裸の写真をもっと送れ、さもないと下着写真を学校にばらまく」といわれている。どうしたらいいか。
- 2) 10代前半の少女。未成年を含む友人らに

よって出会い系サイトを通じての売春を強要されていた。その後加害者も捕まったが自分自身はその経験からの傷が癒えず、自ら体を傷つけたり、知らない相手と性交渉をしてしまう。自分の体が汚いという気持ちが消えない。学校の友だちにも親にもこの話はできないし、1人で夜泣き出してしまう。

また、最近ではポラリスの相談を通じて、男児のみをターゲットにした児童買春・児童ポルノ組織が逮捕されました。まだ捜査中ですが、通報者によると、学生を含む50人以上の男の子たちが買春と児童ポルノの被害にあっているとみられます。

なぜ犯罪であるにもかかわらず加害者は被害者、とくに女性や子どもたちの権利を蹂躪し続けるのでしょうか。日本ではその理由の1つに、性を買うという容認された文化があることと、犯罪自体がローリスク・ハイリターンであることがあるのではないのでしょうか。需要の側である買春者も、犯罪が発覚しても罰金を払うだけで、社会的な制裁をそれほど受けません。児童買春・児童ポルノ法も、厳罰化が必要ではないのでしょうか。

ポラリスプロジェクトはこれらの日本人の人身売買を含め、このような強制的な労働や売春をなくすため、JNATIP（人身売買禁止ネットワーク）の構成団体として、包括的な人身売買禁止法を実現するために政府への働きかけを、IMADR含め他のNPOと行なっています。

(ふじわらしほこ)

事務局カレンダー

(定期的に行なっているスタッフ会議については省略)

5月	6月	7月	8月
1～6日 インド、タミールナドゥ州 SRED出張	3日 三重県白山中学修学旅行生受入れ	1日 インターン面接	2～27日 人種差別撤廃委員会 (CERD) 第77会期
9日 CERD総括所見フォローアップに関する会議	ヒューライツ大阪企画運営委員会会議	3日 シンポジウム「日本の人身売買の課題と今後の取り組み」	3日 CERDとNGOの協議会(ジュネーブ)
13日 ビレイ国連人権高等弁務官とNGOとの意見交換会	人身売買国連特別報告者日本訪問報告(人権理事会にて)	7～24日 白根大輔ジュネーブスタッフ スリランカ現地調査	インドのダリット活動家来所
14日 三重県青山中学修学旅行生受入れ ビレイ高等弁務官と差別的被害者の面談	15日 アメリカのドキュメンタリフィルム作家による取材	20日 インド スタディツアー募集第一次締切り	12日 CERD審査の総括所見に関する外務省との交渉
19日 アムネスティ議員連盟総会にて CERD審査報告	16日 JC通信162号発行	23日 ボランティアガイダンス	18日 JCNC世話人会
25日 連合「愛のキャンパ」申請の面接	18日 第21回IMADR-JC総会	30日 「現代世界と人権24」入稿	20日 男女共同参画局に基本計画への意見提出
27・28日 子どもの権利条約日本報告 審査(ジュネーブ)			21日 部落解放同盟朝倉地協訪問受入れ
31日～ 第14会期国連人権理事会(6月18日まで)			28日 シモノピッチ国連女性差別撤廃委員来日記念講演会